

# 石綿を含む廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正案に対する御意見に対する考え方

項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
. 背景		
	<p>本文</p> <p>石綿を含む家庭用品の処理について、処理に当たっての留意事項等を市町村に周知を図っているとしているが、当該家庭用品等については、適切な処理が講じられるように規制を設けるべきである。</p>	<p>石綿を一部の部品を含む家庭用品の処理については、環境省の行った実証試験の結果、粉じん対策の完備された現在の処理施設において石綿の飛散防止を図りつつ、適正に処理できることが確認でき、この結果に基づいて、現状の処理基準を遵守すること等の処理に当たっての留意事項等について市町村に周知を図ることとしました。</p>
. 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正等の内容		
(1)特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」の対象範囲について	<p>本文</p> <p>特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」の対象範囲について、「建築物その他工作物」に限定すべきではないと考える。</p>	<p>飛散性の石綿を含む廃棄物が今後大量に発生するおそれがあるのは、飛散性の石綿を含む建材を使用した工作物の解体に伴うものであることから、建築物を含む工作物を発生源として対象とすることといたしました。</p>
	<p>本文</p> <p>「廃石綿等」の発生源を、「建築物」から「建築物その他工作物」に広げているが、これにより撤去された水道用石綿セメント管などの非飛散性の石綿含有廃棄物は「廃石綿等」に含まれることになるのか。</p>	<p>「廃石綿等」には、非飛散性の石綿含有廃棄物は含まれません。</p>
	<p>本文</p> <p>労働安全衛生法施行令において「石綿等」とは「石綿及びそれらをその重量の1%を超えて含有する物」となっているが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では特別管理産業廃棄物となる「廃石綿等」については石綿含有量の定義がない。そのため、労働安全衛生法施行令でいう石綿含有製品でないものについても「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では特別管理産業廃棄物として取り扱うこととなるが、どのように考えているのか。</p>	<p>飛散性の石綿を含む建材の除去により発生する廃棄物(廃石綿等)は、石綿の含有量に関係なく石綿が飛散するおそれがあることから、特別管理産業廃棄物として厳重に取り扱うこととしています。</p>
(2)石綿含有一般廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び廃石綿等の処理基準の改正について	<p>本文</p> <p>石綿含有廃棄物の定義を労働安全衛生法と併せて0.1%以上石綿を含有するものとするべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、0.1%以上石綿を含有するものとさせていただきます。</p>
	<p>本文</p> <p>石綿含有廃棄物を「工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるもの」に限定すべきではない。</p>	<p>石綿含有廃棄物が今後大量に発生するおそれがあるのは、石綿を含有する建材を使用した工作物の解体に伴うものであることから、建築物を含む工作物を発生源として対象とすることといたしました。</p>
[3]ア.	<p>材料等が塗装され、散水しても水を吸わない廃材の場合は湿潤化する必要はないのではないのでしょうか。大量の散水を行うと排水の問題もあるので、水量の目安が必要。</p>	<p>破砕又は切断しても石綿が飛び散らないよう散水する必要があります。</p>
[3]イ.	<p>石綿含有産業廃棄物の中間処理は、熔融処理のみに限定すべきではない。</p>	<p>今回の改正において、石綿含有廃棄物の処理についてはを熔融処理のみに限定しておらず、無害化処理認定制度により認定を受けた処理方法においても処理することが可能です。</p>
[3]イ.	<p>石綿含有産業廃棄物の処理については、将来的には、熔融処理を義務付けるか、埋立てを規制すべきだ。</p>	<p>今回の改正の目的は、埋め立てのみであった石綿含有産業廃棄物の処分方法に無害化処理認定制度による処理や許可施設における熔融処理を設けることにより、処理方法の選択肢を増やし、石綿含有産業廃棄物の円滑な処理を目指したものであります。なお、一連の石綿含有産業廃棄物の処理基準の強化により、埋立てに関する基準も強化されております。</p>

	[3]イ.	石綿含有産業廃棄物等の溶融処理に伴って生じた廃棄物(溶融スラグ)はすでに無害化されているので、廃棄物として扱うのではなく、再生利用商品と扱えるようにすべきだ。	中間処理後の廃棄物が再生利用商品とみなされるかどうかについては、これまでのリサイクル製品の判定と同様に判断されることとなります。なお、1.[6]に記載のとおり、溶融に伴って生じた廃棄物であって重金属等による汚染のおそれがないものについては、安定型最終処分場に埋め立てることができるように改正いたしました。
	[3]イ.	石綿を含む廃棄物を溶融処理を行う場合について、既に設置されている既存の自治体所有の溶融施設については、安易な転用を認めるべきではない。	市町村が所有するごみ処理施設を転用して石綿含有産業廃棄物の溶融処理を行うことについては、各自治体の主体的な判断により行われるべきものと考えますが、当該ごみ処理施設で石綿含有産業廃棄物の溶融処理を行う場合にも産業廃棄物処理施設である溶融施設と同様の構造基準及び維持管理基準が適用されます。
	[3]イ.	石綿を含む廃棄物の溶融又は無害化処理生成物に石綿が認められることがあった場合、その処理生成物はどのように取り扱えばよいか(再度処理を行うべきか、または飛散防止措置を講じて埋立処理することが可能か、)。	再度処理を行う必要があります。また、処理後の生成物に石綿が残っている場合については、溶融施設又は無害化処理施設の構造及び維持管理について改善を行う必要があります。
	[4]	石綿含有廃棄物の埋立処分に当たっては、区画を区切るとともに、その記録を半永久的に残すべきである。石綿含有建材を埋め立てた場合、誤って掘削しないように、処分場の閉鎖後もきちんと行政で記録を保存し、将来的に飛散事故が起きないようにすべきである。	今回の改正により、石綿含有廃棄物を埋め立てる場合には、一定の場所に埋め立てる必要があり、また石綿含有廃棄物を埋め立てた場所が分かる図面を作成し、保存することが義務付けられました。
	その他	石綿含有廃棄物の運搬中や、保管・処理施設等への搬入時、保管中の周辺環境への飛散が懸念される。飛散防止のための徹底した措置を講じる必要があるのではないか。	今回の改正では、排出事業者における保管の段階から埋立処分後についても、石綿含有廃棄物の収集運搬の際に他の廃棄物と区別することや、埋立ての際に土砂で覆うといった飛散を防止するための基準を追加しております。
	その他	石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合、当該物が石綿含有産業廃棄物であることを表示すべきではないか。	石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬の際は、マニフェストを携帯するなどといったことが義務付けられているため、石綿含有産業廃棄物を扱う業者と判別できますので、表示等の必要はありません。
1.(3)無害化処理認定制度			
	[2]ア. (イ)	無害化処理の内容の基準において、無害化処理生成物の分析方法における「石綿が検出されないこと」の意味及び分析頻度はどうなっているのか。	追って通知によりお示しします。 なお、頻度は、溶融施設については6月に1回以上の測定が必要です。
	[2]ア. (イ)	石綿の分析においては、電子顕微鏡のうち走査型電子顕微鏡に限定するべきではない。	御指摘のとおり「走査型電子顕微鏡」を「電子顕微鏡」に修正させていただきます。
	[2]ア. (ウ)	石綿含有廃棄物として排出された廃棄物のうち、磁選機等により選別された金属は無害化処理を行わなくて良いか。	石綿含有廃棄物として排出された廃棄物は、選別されたものすべて無害化処理を行う必要があります。
	[2]ア. (オ)	無害化処理施設及び溶融施設における排ガス中の石綿の濃度基準、設定理由及び測定方法はどのように設定されるのか。	追って通知によりお示しします。
	[2]ア. (オ)	施設の処理能力を1日当たり5トン以上に限定する必要はない。	今後大量に発生すると予想されている石綿含有廃棄物等を迅速に処理する必要があるため、ある程度大量に処理できる施設を対象としたものです。
	[2]イ. (オ)	「無害化処理を的確に行うことが可能な知識及び技能を有する者」とはどのような資格等を想定しているか。	法第21条に規定されている技術管理者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を想定しています。
	[3]エ. (オ)	実証試験については、施設の処理能力の10分の1の規模の実証試験というのは適当ではない。	実証試験は無害化処理認定制度の対象となる施設であるかを実証試験を通じて確認するために行うものであり、実際の処理を行う石綿含有廃棄物を用いて行い、その処理能力の10分の1以上で行えば、実証試験として十分と考えています。

	[3]エ. (カ)	「無害化に係る科学的因果関係を説明する書類」とは具体的に何か。	「無害化に係る科学的因果関係を説明する書類」とは、当該無害化処理施設において当該無害化の処理方法により、石綿が無害化されるプロセスを科学的に証明できる論文又は研究結果等を想定しております。
	[4]	無害化処理認定施設における生活環境影響評価に対しては、どのように考えているのか。	生活環境影響評価及び評価書の縦覧等を行う必要があります。また、既に廃棄物処理施設の設置許可を取得している場合であっても、石綿を処理することによる生活環境への影響を評価するため、生活環境影響評価を実施する必要があります。
	その他	無害化処理施設の認定に当たっては、排水に関する基準が必要と思われるがどうか。	石綿については、飛散による人の健康又は生活環境に係る被害が問題となっているため、排水に関する基準等は特に設けません。
. 1.(4)廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設について			
	[2]ア. (ア)	溶融施設に付属する破碎施設に対する飛散防止の徹底を指導すべき。また、「外気と遮断された状態で溶融炉に投入することができる供給装置があること」は全ての炉に対して適用されるのか。	溶融施設の前に設置される破碎施設についても、飛散防止を義務付けました。また、「外気と遮断された状態で」とは溶融中に供給装置を通して熱が逃げることによる溶融炉の炉内温度の低下を防ぐ目的があるので、廃棄物の溶融中に廃棄物を投入することができない溶融施設にあつては適用されません。
	[2]イ. (イ)	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設において、石綿の溶融する温度を摂氏1500度とありこの温度は妥当なのか。また、滞留時間や他の廃棄物との混合状況については、明確な基準を設ける必要があるのではないかと。	石綿は、過去の知見から摂氏1500度以上であれば問題なく溶融され、無害化されることが知られていますので、石綿含有廃棄物の温度を摂氏1500度で処理する溶融施設が対象です。滞留時間は溶融炉の形式、大きさ等により変化することが予想されるため、一律には規定できません。他の廃棄物との混合することにより、石綿含有廃棄物を摂氏1500度以下で処理することが可能であれば、無害化処理認定制度を活用することが考えられます。
	[2]ア. (ク)	「破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。」とはどのようなことか。	当該破碎機から破碎することが適当でないものを排除し、破碎機の適切な運転に資するものです。
	その他	新たに規定される廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設における生活環境影響調査に対しては、どのように考えているのか。	他の産業廃棄物処理施設と同様に生活環境影響評価を行う必要があります。また、評価書の縦覧等についても焼却施設等と同様に必要です。
. 3. 経過措置			
(1)既存の溶融施設への対応について	本文	廃石綿等・石綿含有産業廃棄物を溶融処理してきた既存施設について、全ての施設についてみなしの許可を与えるべきではなく、所要の基準を満たした施設のみとすべきである。	既存の溶融処理施設は、産業廃棄物処分業の許可を取得する際に、都道府県知事による溶融施設に対する審査を含めた適切な審査を受けている者が運営している施設であります。また、許可を受けたものとみなすことで、施設への改善命令等の発出等が可能となり、これまで以上に監督が強化されることとなります。
(3)マニフェストについて	本文	「マニフェストについて廃棄物処理法第12条の3第6項の適用の猶予を平成20年4月1日までとする」とのことだが、これまで期間を定めずに猶予期間を設けてきたにも関わらず、今回期間を区切り再度適用することとしたが、事業者にとって手続上大きな変更となるため、猶予期間を継続して欲しい。	電子情報処理組織を使用した法第13条の2第1項に規定する情報処理センター(以下「情報処理センター」という。)を経由した処理状況についての報告及び処理状況についての情報処理センターへの登録を行うシステム(電子マニフェスト制度)の普及目標が設定されたことにより、急速にマニフェスト制度の電子化が進んでいくと見込まれる中で、行政報告についても合理化していくという流れを踏まえ、報告制度の再開に踏み切ることとしました。

	本文	「マニフェストについて廃棄物処理法第12条の3第6項の適用の猶予を平成20年4月1日までとする」とのことだが、年に数枚しかマニフェストを交付しないという事業者も多い。一定枚数以上のマニフェストを交付する事業者のみがその対象となるような、適用除外の基準を設けて欲しい。	廃棄物処理法において規定されている報告書の提出義務については、適用除外はございません。
その他			
		特別管理産業廃棄物である廃石綿等の埋立てについて、安定型最終処分場に埋め立てることができるようにして欲しい。	特別管理産業廃棄物の埋立てについては、これまでの措置と同様、より高度な管理が必要とされる管理型最終処分場に埋め立てることが適切と考えます。
		石綿含有廃棄物の処理について現行の埋立処分から溶融処理へと誘導させるために、溶融処理業者に対して、優遇制度を設けるべきである。	石綿含有廃棄物の溶融施設に対しては、税制上の優遇措置があり、また、政府系金融機関により、低利での融資を受けることができる制度があります。
		今回の改正案では、新たな無害化処理認定制度が示されたが、この制度が十分に活用され、安定した石綿含有廃棄物等の無害化処理体制が早急に構築されるよう、民間の技術開発への支援等を引き続き進めていただきたい。	環境省では、石綿含有廃棄物の無害化処理技術の開発の支援として、新しい廃棄物処理技術について研究開発を行う「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」において、「石綿含有廃棄物の無害化処理技術の開発の緊急枠」を設定し、大量かつ効率的な処理ができること等を要件に、実証規模施設を用いた無害化技術の開発を公募し、導入を支援しているところです。